

長岡市公告第 8 2 号

簡易評価型プロポーザル方式による事業者の選定について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式により事業者を選定するので、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 4 月 4 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による事業者の選定は、長岡市議会会議システム導入・運用業務について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約をするものです。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

長岡市議会会議システム導入・運用業務

(2) 履行期間

平成 3 0 年 5 月中旬（予定）から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務内容

本業務で選定された事業者は、長岡市議会において、議会・議員活動の活性化、市民にわかりやすい議会及び行政経費の削減を図ることを目的とし、ペーパーレス会議を行うために必要となる、文書を保存するクラウドサーバ及び保存した文書を市が所有するタブレット端末等で閲覧するビューアソフトを一体的に備えた長岡市議会会議システムを導入・運用するものです。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当する者であることを要します。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(3) この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) この公告の日以後に、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生

手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、平成30年4月13日（金曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」（様式1）を長岡市議会事務局議会総務課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限り、提出期限必着。）とします。

5 質問の受付及び回答

上記により、参加表明書を提出し、本プロポーザルについて質問がある場合は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により行うものとし、電子メール（着信を確認すること。）で平成30年4月13日（金曜日）午後5時までに提出してください。電子メール以外の方法による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記してください。質問に対しては、平成30年4月18日（水曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 その他

- (1) 詳細は簡易評価型プロポーザル参加説明書によります。
- (2) 説明書は長岡市のホームページからダウンロードできるほか、長岡市議会事務局議会総務課において交付します。
- (3) 本プロポーザルに係る契約の締結後、参加者から提出のあった企画提案書その他の本プロポーザルの実施に係る文書について、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）の規定に基づく情報公開請求又は情報公開申出があった場合は、参加者はこれらを公開することにあらかじめ同意したものとみなします。この場合において、これらの文書に同条例第6条第1項第2号に該当する情報が含まれているときは、当該情報を除いて公開するものとします。
- (4) 不明な点については、下記担当に照会してください。

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 アオーレ長岡西棟4階

長岡市議会事務局議会総務課

電話 0258-39-2244 F A X 0258-32-0827

e-mail gikai@city.nagaoka.lg.jp